

地域公共交通活性化協議会及び地域公共交通会議の概要

	地域公共交通活性化協議会	地域公共交通会議
法的根拠	地域公共交通活性化・再生法第6条	道路運送法施行規則第9条の2及び第9条の3
目的	地域公共交通計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行う。 (※交通計画とは・・・目指すべき地域の姿を実現するための公共交通サービスに関する計画)	地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議する。
主宰者・設置者	市町村（複数も可）	市町村長（複数も可）、都道府県知事
構成メンバー	①設置者（市町村） ②乗合バス・タクシー事業者及びバス・タクシー協会 ③住民または利用者 ④乗合バス・タクシーの運転者が組織する団体 ⑤道路管理者 ⑥都道府県職員及び都道府県警察 ⑦学識経験者 ⑧その他主宰者が必要と認める者	①主宰者（市町村長） ②乗合バス・タクシー事業者及びバス・タクシー協会 ③住民または利用者 ④地方運輸局長 ⑤乗合バス・タクシーの運転者が組織する団体 ⑥道路管理者 ⑦都道府県警察 ⑧学識経験者 ⑨その他主宰者が必要と認める者
設置年月日	平成20年3月17日	平成19年4月1日
検討交通形態	あらゆる交通形態	乗合バスを中心とした地域交通
具体的役割	○交通計画の策定及び変更の協議に関すること。 ○交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。 ○交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。	○地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項 ○市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 ○交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項